

令和5年（第3回）  
加古川市農業委員会 月次総会議案

と き 令和5年3月24日（金）午後1時30分  
と ころ 北館（旧青少年女性センター）4階 大会議室

議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること			
議案第24号	農地法第3条の3の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第25号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと			
議案第26号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと			
議案第27号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第28号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第29号	農業用施設用地届出にかかる受理のこと			
議案第30号	農地法第18条第6項の規定による通知等にかかる報告のこと			
議案第31号	農用地利用集積計画の決定について			
議案第32号	農業経営改善計画の認定について意見を求めること			
月次総会次回以降の開催予定		4月24日（月） 新館9階191会議室	現地調査 4月18日（火） （午前・東地区） （午後・西地区）	5月24日（水） 新館10階 大会議室
				現地調査 5月18日（木） （午前・西地区） （午後・東地区）

# 令和5年 第3回 月次総会審議参考資料

令和5年3月24日

加古川市農業委員会

■3条:議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第23号 第1番	議案第23号 第2番	議案第23号 第3番	議案第23号 第4番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	有	有	有
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		0.1km	1.2km	0.5km	0.5km
3. 下限面積(20a又は30a) ≤ 申請面積 + 現耕作地 法3-2⑤		4,679.00㎡	2,654.00㎡	2,654.00㎡	30,105.07㎡
4. 地域との調和要件 法3-2⑦	水利調整等の取組みに対する 阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の効率化 に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に対する 阻害	無	無	無	無
5. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作	水稻	水稻	水稻
	農業従事者	本人、妻、子	本人、子	本人、子	本人、妻
	農業用倉庫	有	有	有	有
	農機具	有	有	有	有
	営農全体計画	稲作:3,341㎡ 自家消費  畑作:1,338㎡ 自家消費  計4,679.00㎡	稲作:2,249㎡ 自家消費  畑作:405㎡ 自家消費  計2,654.00㎡	稲作:2,249㎡ 自家消費  畑作:405㎡ 自家消費  計2,654.00㎡	稲作:29,849.30㎡ 自家消費  畑作:255.77㎡ 自家消費  計30,105.07㎡
6. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
7. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
8. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4					

※法:農地法

※令:農地法施行令

■3条:議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第23号 第5番	議案第23号 第6番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有
	現耕作地の農地性	有	有
	貸付地の農地性	有	-
2. 通作距離 法3-2①		0.2km	3km
3. 下限面積(20a又は30a) ≤ 申請面積 + 現耕作地 法3-2⑤		4,348.00m <sup>2</sup>	8,725.00m <sup>2</sup>
4. 地域との調和要件 法3-2⑦	水利調整等の取組みに対する 阻害	無	無
	農地の集団化、農作業の効率化 に対する阻害	無	無
	集落営農の営農活動に対する 阻害	無	無
5. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	水稻	畑作
	農業従事者	本人、妻、子	法人
	農業用倉庫	有	有
	農機具	有	有
	営農全体計画	稲作:3,944m <sup>2</sup> 自家消費  畑作:404m <sup>2</sup> 自家消費  計4,348.00m <sup>2</sup>	畑作:8,725m <sup>2</sup> 販売・自家消費  計8,725.00m <sup>2</sup>
6. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)		有
	構成員要件 (総議決権の1/2超)		有
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)		有
7. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定		
	地域との役割分担		
	役員の常時従事		
8. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4			

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 4・5条: 議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第 25 号 第 1 番	議案第 25 号 第 2 番	議案第 25 号 第 3 番	議案第 25 号 第 4 番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	3 種農地 (県立加古川医療 センターランプか ら300m)	3 種農地 (県立加古川医療 センターランプか ら150m)	3 種農地 (県立加古川医療 センターランプか ら125m)	3 種農地 (県立加古川医療 センターランプか ら275m)
① 農地区分による許可基準 法4-6(5-2)①②	原則許可	原則許可	原則許可	原則許可
2 一般基準				
① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法4-6③/法5-2③	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法4-6③/法5-2③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 則47①/則57①	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 則47②/則57②	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 則47③/則57③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 則47④/則57④	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 則47⑤/則57⑤	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法4-6④/法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
3 その他特記すべきこと				

※法: 農地法 ※則: 農地法施行規則

■ 4・5条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第 25 号 第 5 番			
1 立地基準 農地区分  (該当事由)	3 種農地  (住宅等が連たん)			
① 農地区分による許可基準 法4-6(5-2)①②	原則許可			
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法4-6③/法5-2③	有 (残高証明書 添付)			
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法4-6③/法5-2③	該当なし			
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 則47①/則57①	有 (事業計画により)			
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 則47②/則57②	該当なし			
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 則47③/則57③	該当なし			
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 則47④/則57④	適正 (事業計画により)			
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 則47⑤/則57⑤	該当なし			
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法4-6④/法5-2④	無 (現地調査 報告参考)			
3 その他特記すべきこと	始末書添付			

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■4・5条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第26号 第1番	議案第26号 第2番	議案第26号 第3番	議案第26号 第4番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	3種農地 (住宅等が連たん)	2種農地 (市街地から200m 農地集団規模 9.6ha)	3種農地 (住宅等が連たん)	2種農地 (市街地から120m 農地集団規模 4.5ha)
① 農地区分による許可基準 法4-6(5-2)①②	原則許可	ほかに代替地なし	原則許可	ほかに代替地なし
2 一般基準				
① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法4-6③/法5-2③	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)	有 (融資証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法4-6③/法5-2③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 則47①/則57①	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 則47②/則57②	該当なし	該当なし	有 (都市計画法)	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 則47③/則57③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 則47④/則57④	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 則47⑤/則57⑤	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法4-6④/法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
3 その他特記すべきこと				

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■ 農業用施設届出: 議案審議資料「事務局審査結果」

	議案第 29 号 第 1 番	議案第 29 号 第 2 番			
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第13条各号添付書類					
1 当該土地の 登記事項証明書・公図 (200㎡未満)	有	有	/	/	/
2 土地の位置図	有	有			
3 農業振興地域農用地に含まれて いない証明又は農業用施設の 用に供される土地である証明	有	有			
4 写真その他関係書類	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)			
5 土地の現況 (現地調査報告)	農作物集荷場 トイレ	農業用倉庫			



【参考資料】農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

号	確認事項													
		1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番			
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【参考資料】農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

号	確認事項													
		11番	12番	13番	14番	15番	16番	17番	18番	19番	20番			
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権・質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

号	確認事項													
		21番	22番	23番	24番	25番	26番	27番	28番	29番	30番			
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

号	確認事項														
		31番	32番	33番	34番	35番	36番	37番	38番	39番	40番				
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

号	確認事項													
		41番	42番	43番	44番	45番	46番	47番	48番	49番	50番			
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち二人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権・質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。ただし、教人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【参考資料】農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

号	確認事項	51番	52番	53番	54番	55番	56番	57番
		○	○	○	○	○	○	○
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	○	—	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。	○	○	○	○	○	○	○

(審議参考資料) 農業経営改善計画の認定について意見を求めること

申請者		
目標とする営農類型		水稲
経営改善の方向の概要	経営面積等の拡大	○
	販売単価等の向上	○
	生産量等の向上	○
	コスト等の削減	-
	その他改善	-
年間農業所得 (主たる従事者1人当たり)	現状(R4)	円
	5年後の目標	円
年間労働時間 (主たる従事者1人当たり)	現状(R4)	550時間
	5年後の目標	2108時間
平均反収 (kg/10a)	品目	水稲
	現状(R4)	450
	5年後の目標	400
現状と目標・措置	生産方式の合理化	・現状小型機械を使用しているが、今後は作業効率を考え高性能農業機械の導入により作業時間の短縮・効率化を実現し耕作面積を増やす。また、緑肥の使用で経費削減に努める。
	経営管理の合理化	・現在小規模経営のため数値を細かく管理していないが、今後はパソコンによる経営管理や複式簿記を導入し、原価意識を身につける。
	農業従事の態様等の改善	・現状は兼業の為、休日の空いた時間に作業を行っている。今後は面積拡大にともない作業時間が増えるが、収穫時期が分散できるよう作付け品種を選定する。生産力も向上させ業務過多にならないように心がけ、持続可能な作業体系を実践する。
	その他の農業経営の改善	・現状農業での融資は受けていないが、今後スーパーL資金による借入れをし、投資と回収のバランス考え経営する。
経営の構成 (法人役員等)	現状(R4)	2人
	5年後の目標	2人
常時雇	現状(R4)	0人
	5年後の目標	0人
臨時雇(実人数)	現状(R4)	1人
	5年後の目標	1人
その他特記事項		-

(審議参考資料) 農業経営改善計画の認定について意見を求めること

所有する農業用機械等

農業用機械等の名称	形式、性能、規模等、およびその台数	更新	新規
トラクター	33 P S		○
コンバイン	3条 17 P S		○
田植機	6条 13.5 P S	○	
乾燥機	25石	○	
籾摺機	3インチ	○	
米選機	3インチ対応	○	